

家庭裁判所における 子どもの心情・意向調査への司法面接の活用

The use of forensic interview for the examination of children's sentiments
and intention in the family court.

田中晶子
Akiko TANAKA

要約

本稿では家庭裁判所での子どもの意向調査における司法面接の活用可能性について検討を試みた。まず、司法面接の概要について説明し、次に家庭裁判所での面接、特に家事事件における子どもの意向調査と司法面接との共通点と相違点について概観した。最後に、2つの面接の共通点と相違点をふまえ、家庭裁判所における子どもの意向調査への司法面接の具体的な活用方法について考察を試みた。2つの面接には共通する部分が多いが、相違点もあり、今後司法面接の知見を子どもの意向調査に援用するため、さらなる実証的なデータの積み重ねが求められる。

キーワード

司法面接、家庭裁判所、意向調査、児童虐待

0 はじめに

家庭裁判所で扱われる離婚調停等の家事事件において、近年子どもを巡る争いが増加している。親権や子どもの引き渡しなど子どもの監護権に関する家庭裁判所への申し立て件数は、平成26年には41,603件あり、この10年間で1.5倍に増加している。また、審理にかかる期間も長期化の傾向が示されており、当事者間の調整が難航するケースが多いことが推察される（産経ニュース 2015年7月10日付）。離婚が成立した後においても、この10年間に於いて、親権を持たない子どもとの面会交流を求める調停件数は2.5倍に、子どもの引き渡しを求める調停申し立て件数は、2.2倍に増加している（産経ニュース 2015年6月11日付）。

さらに、平成25年には、日本のハーグ条約の批准に伴い「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」が公布された（石垣, 2014）。ハーグ条約とは、一方の親が子どもを外国へ連れ去った場合の取り扱いを定めたもので、日本では家庭裁判所が取り扱うこととなっている。ハーグ条約では、子どもが連れ去られた場合にはいったん元の居住国に子どもを返還し、最終的な扱いを決めると定められている。しかし、子どもの返還を拒否できる事由として、子ども自身が返還に異議を述べているかどうかが挙げられており、この点について家庭裁判所における調査官（家庭裁判所調査官）が子どもから心情や意向等の聴取をする役

割を担う。

上記のような背景から、家庭裁判所調査官が子ども本人に面接を行い、その心情や意向を聴取する機会（子どもの意向調査）は増加しており、その重要性も増している。これは、平成25年1月施行の家事事件手続法において、「家庭裁判所調査官の調査、その他適切な方法により、子の意思を把握するよう努める」ことが定められ、法的にも子どもの意思をより一層的確に把握するよう努力することが求められているからでもある（宮寄ら、2013）。また、先述のハーグ条約では、「子の返還を拒否する用件として、子どもが返還されるのを拒んだ時、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達している場合」（13条2項）といった条件を満たす必要があるため、単なる本人の意向確認だけでなく、子どもの年齢や成熟度と照らし合わせながら意向の内容について判断することが求められる。

しかし、子どもから心情や意向を聴き取るのは難しい。一般的に、子どもは2～3歳頃から体験したことを話し始め、3～4歳頃から「誰が、どうした、楽しかったや悲しかった」など出来事の基本的な内容のある程度報告できるようになり、4～5歳になれば、ある程度一貫した記憶を語るができることとされている（仲、2005）。しかし、子どもは出来事を報告する上での基本的な情報が抜け落ちたり、不明確になることも多い。特に年齢の低い子どもは情報を小さな固まりでしか報告できず、厳密な表現も困難な場合が多い（田中、2008）。また、感情を表す語彙も限られており（仲、2010a）、自身の気持ちを的確に伝えたり、複雑な感情を表現することは困難である。さらに、子どもは被暗示性が高く（Ceci, & Bruck, 1993; Ceci, Ross, & Tolia, 1987）、中学生であっても誘導に気が付きにくいことも示されている（仲ら、2008）。

このような子どもの語りの不充分さは、日常的には大人からの働きかけによって支援され、補完されている。言い換えれば良くも悪くも、子どもの語りは大人の関わり方（質問の仕方等を含む会話スタイル）に大きく依存している（Fivush & Fromhoff, 1988）。したがって、日常的には子どもを支援する会話スタイルが、誘導なく事実を確認したり、子どもの意向を知る必要がある場面では、子どもの語りの信用性を下げってしまう可能性がある。つまり、家庭裁判所における子どもの意向調査においては、日常的な子どもとの会話スタイルではなく、子どもの語りの特徴に配慮し、出来るだけ誘導を避ける会話スタイルが求められる。

子どもから話を聞く技法として、近年活用されているのが司法面接（forensic interview）と呼ばれる手法である。司法面接は、認知心理学や発達心理学の知見に基づいた面接法であり、子どもから事実（体験した出来事）を聴き取る手法である。主に虐待等の被害を受けた可能性のある子どもに対し、専門のトレーニングを受けた面接者が、出来る限り誘導することなく子どもからの聴き取りを行うもので、海外では事件に巻き込まれたり、虐待を受けた可能性が疑われる子どもへの聴き取りにおいて標準的な方法として採用されている。

司法面接は、家庭裁判所での子どもの意向調査とは目的を異とする面接法であるが、誘導を出来るだけ排除して子ども自身の言葉で語ってもらうよう促すという点では両者は共通する点があると思われる。

そこで、本稿では家庭裁判所における子どもの意向調査への司法面接の活用可能性について検討を試みたい。まず、司法面接の概要について説明する（1 司法面接について）。次に、

家庭裁判所調査官の面接、特に家事事件における子どもの意向調査と司法面接との共通点と相違点について概観する（2 子どもの意向調査と司法面接）。最後に、子どもの意向調査への司法面接の具体的な活用法について述べることとする（3 子どもの意向調査における司法面接の活用）。

1 司法面接（forensic interview）について

1-1 司法面接とは

司法面接とは子どもから事実（主として虐待や性被害の体験）を確認することに焦点をあて、司法手続きに必要な情報を客観的に聴取する面接法である。したがって、子どもの心情等は聞かず、心理カウンセリングとも目的を異とする。具体的には、被害の疑いが生じてからできるだけ早い時期に自由報告を重視した面接を1度だけ行い、面接の一部始終を録音録画する。これは、何度も被害体験をかたることによる子どもの供述の変遷と二次的な精神被害を防ぐためである。

司法面接には多くの種類があり、国や地域によって用いられる手法が異なる¹⁾。日本国内では、2013年時点の調査で94%の児童相談所が何らかの司法面接を使っている、あるいは使ったことがあると回答している（山本、2012；2013）。山本（2012）によれば、国内で主に使用されているのは、NICHDプロトコル（National institute of child health and human development Protocol）とRATAC[®]である。これらは国内で研修を受けることが可能であるため²⁾、多くの実務家が研修等に参加し、実務で用いられていると思われる。

児童相談所以外でも、検察庁が子どもから聴取をする際、簡易面接室（パーティションで区切ったスペースを作ったり、ソファ・テーブルなどを配置したりといった環境づくりがなされている部屋）を使用したり、聴取の際に心理学者と連携を取るケースも見られる。さらに、児童相談所と検察庁の間で、被虐待児の聴取における連携も始まっており（厚生労働省、2014）、2015年10月には、関連省庁より、子どもの聴取に関しては児童相談所、警察庁、検察庁の三者が協働して面接を実施するよう求める通達が出され（厚生労働省、2015、警察庁、2015、最高検察庁、2015）、司法と福祉の連携を後押しする流れとなっている。

1-2 司法面接の実際

次に、司法面接の実施法について概説する。前述のように様々な司法面接が使用されているが、その多くは共通する枠組みやルールを持っている。ここでは、現在国内で最も用いられて

-
- 1) 例えば、イギリスではMemorandum of Good Practices（MOGP）やAchieving of the Best Evidences（ABE）と呼ばれる手法が、イスラエルでは本稿で取り上げるNational institute of child health and human development Protocol（NICHDプロトコル）と呼ばれる手法が、アメリカでは、NICHDプロトコル、Cognitive Interview（CI：認知面接法）やRATAC[®]など複数の手法が、ドイツでは構造面接と呼ばれる手法が、それぞれ採用されている。
 - 2) 現在国内では、RATAC[®]プロトコルの定期的な研修は実施されておらず、RATAC[®]に新たな知見を追加したChild first[®]司法面接プロトコルの研修の提供がある。

いる司法面接（山本，2012；2013）であるNICHDプロトコル³⁾の実施法について概説する。

司法面接は、簡素な部屋で面接者と子どもの1対1で実施されるのが原則である。おもちゃ等子どもの注意をそぐようなものを出来るだけ置かないことが望ましいとされ、面接にかかる時間は、子どもの年齢×5分（例えば、6歳の子どものみであれば6歳×5分で30分程度）が目安とされている。面接は録音録画がなされ、別室のモニターからバックスタッフが観察している。バックスタッフは、面接のやり取りについてメモを取り、必要な情報が適切に聴き取れているかモニタリングをする。人形等の補助物等は基本的には使用しないことになっており⁴⁾、出来るだけ子どもから言語的な報告を得るよう心がける。

司法面接は構造化されており、①グラウンドルールの説明、②ラポールの形成、③エピソード記憶の練習、④自由報告（本題への移行）、⑤ブレイク（休憩）、⑥クローズド質問、⑦暗示・誘導・開示質問、⑧クロージング、⑨中立の話題、という順番に進められる。以下簡単に面接の流れを説明する。

まず、面接者は面接開始時間を録音録画に残し、子どもを入室させる。簡単な自己紹介と録音録画することを子どもに説明した後、①グラウンドルールの説明を行う。グラウンドルールの説明では、子どもに面接での約束事を説明する。約束事は5つあり、1) 本当のことを話すこと、2) わからないことはわからないと言うこと、3) 知らないことは知らないと言うこと、4) 面接者が間違ったことを言ったら、間違っていると言うこと、5) 何でも全部話してほしいということを、子どもの年齢に応じた表現で丁寧に説明をする。幼児で、上記の約束事の理解に不安がある場合には、質問をして理解を確かめることもある（例えば、わざと間違っていることを言って子どもに指摘させる等）。

次に、②ラポールの形成へ進む。ここでは、子どもが好きなことについて話をしてもらう。ラポールという言葉からは、暖かく親密な関係性がイメージされるが、司法面接でのラポールはそれほど親密な関係性を必要としない。面接者は暖かい雰囲気を保ちつつも、過度に受動的ではなく、淡々とした態度が望ましいとされている。

また、日常的な大人と子どものコミュニケーションでは、大人が主として話し質問をすることで会話の主導的な役割を担い、子どもは大人の話聞き質問に答える受動的な役割を担うことが多い。しかし、司法面接の場では「子どもが主として話し、大人がそれを聴く」という関係性が望ましい。つまり、会話の主導的な役割は子どもなのである。したがって、そのような日常とは異なるコミュニケーションパターンを子どもに理解してもらうために、ラポールの形成は利用される。例えば、ラポールの形成段階では、出来るだけ子どもに自由に語ってもらい、大人は聴く役割を担うように心がける。これは、大人が主導的に話すことに対して受動的に回答するのではなく、子ども自身が主として語る事が求められている場であることを子どもに

3) NICHDプロトコルは、ウェブサイトNICHD.com (www.nichdprotocol.com) において各国ガイドライン（日本語ガイドラインを含む）がダウンロード可能である。

4) NICHDプロトコルでは原則として人形等の補助物の使用は行わないが、他の司法面接では補助物の使用を含むものもある。

実感してもらうためである。

ラポールの形成の次に、③エピソード記憶の練習の段階へ進む。エピソード記憶の練習は「少し前のことを思い出して話す練習をしましょう」等の働きかけで始めることが多い。具体的にテーマを設定して話してもらうことが多いが、想起し難いことを聴く必要はなく、語りやすい最近の出来事を話してもらうようにする（例えば、「今朝起きてからここに来るまでのことを話してください」等）。ここでも先ほどのラポールの形成と同様に、できるだけ子ども自身に主体的に話してもらうよう心がける。また、面接者は子どもがどの程度自分の言葉で語れるかについて、この段階を利用して査定することもある。例えば、いつ・どこで・誰が・何を・どうしたといったWH質問に適切に答えられるかどうかや、面接者のうなずきや促しへの反応はどうか等を確認し、その後の面接の参考とする。

上記のグラウンドルールの説明・ラポールの形成・エピソード記憶の練習までは、6～7分程度で終えるのが望ましいとされている。これらの段階であまりに時間がかかるようであれば、その後の本題へ入ってから面接がうまくいかないことも多い。

次の④自由報告（本題への移行）においても、子どもに主体的に自由に語ってもらえるような働きかけを行う。この段階では、焦点となる子どもの体験（主に被害体験）をオープン質問を使って聴き取ることが推奨されている。オープン質問とは、誘いかけ、手がかり質問、時間分割、それから質問、うなずき等である。これらは、面接者からは出来るだけ情報を出さずに子どもに多くを語ってもらう手法である。まずは、誘いかけ（「お話ししてください」）と呼ばれる方法を使って、最初から最後まで（Whole story）、子どもがすべて語り終えるまで聴き取っていく。うまく話せなかったり、話をためらうような場合には、促しの手法を使い、子ども自身の言葉で語る機会を充分取るよう心がける。

子どもが自由報告をした後、不明確な点やより詳細に聴きたい部分に焦点を合わせる質問（直接質問）を使用する。代表的な直接質問として、WH質問がある。WH質問は、子どもの答えの幅をある程度限定するものであるが、自由報告だけでは不明確だった部分を明確化することができる。WH質問に対して子どもが何か報告した場合には、またオープン質問に戻り、再度誘いかけ（「もっとお話ししてください」）やうなずき等を使ってさらに詳細に語るよう促す。

直接質問による聴き取りが終わったら、面接者は⑤ブレイク（休憩）を取る。面接者は、別室で面接を観察していたバックスタッフと打ち合わせをし、必要な情報を聴き取れているかどうか、さらに聴くべき情報がないかどうか、その後のクローズド質問や誘導となり得る質問の使用可否について検討する。

ブレイク後、面接者は必要に応じて⑥クローズド質問を行う。クローズド質問とは、子どもの答えを限定するような質問をさす。例えば、子どもが「はい」か「いいえ」で答えられるような質問（Yes-No質問）や、いくつか選択肢を提示してその中から選択をさせるような質問（選択質問）が代表的なクローズド質問である。これらは誘導的であるため、出来るだけ使用を避けることが望ましく、使用する場合にも面接の後半に使用することとされている。また、クローズド質問に対して子どもが何か報告した場合には、再度オープン質問を使って子ども自身に詳細に語ってもらうよう働きかける。

ここまでの面接で不明な点が残されており、それらを明らかにすることがどうしても必要な場合には、面接の最終段階で⑦暗示・誘導・開示質問を行う。これらは誘導性が高い質問であるため、子どもの安全確認等のためにやむを得ないと判断された場合に限り使用される。また、これらの質問に対し、子どもが何か報告した場合には、再度オープン質問に戻って子ども自身に詳細に語ってもらうよう働きかけることが重要である。

以上のプロセスで子どもから話を聴き取った後、⑧クロージングの手続きを行う。クロージングでは、話をしてくれたことについて子どもに感謝を述べる。また、面接者が知っておいた方が良くないかどうか、子どもが話しておきたいこと、質問したいことはないかどうかを確認する。クロージングが終わると⑨中立の話題に戻り（例えば、「今日はこれから何をしますか」等）面接を終える。子どもを退出させてから、面接終了時間を録画に残し（面接の録音録画は、子どもが入室して退出するまでの間途切れなく行う）、面接を終了する。以上が、NICHDプロトコルにおける面接の手続きである。

2 子どもの意向調査と司法面接

家庭裁判所で行われる子どもの意向調査は、子どもの心情（気持ち）や意向を調査することを目的として行われることが多い。したがって、上述の司法面接とは異なる点も多く、司法面接の手法をそのまま子どもの意向調査に当てはめることができない部分もあるだろう。表1は、仲（2010b）が作成した司法面接とカウンセリングの違いをまとめた表を参考に、子どもの意向調査と司法面接の特徴をまとめたものである。

表1 司法面接（事実確認）と子どもの意向調査（意向確認）の比較

項目	司法面接(事実確認)	調査面接(意向確認)
時間	出来るだけ初期に	一定の期間内に
面接室	暖かいが、簡素	子どもの自宅・裁判所内の部屋
面接者	司法面接の訓練を受けた人	家庭裁判所調査官
背景知識	認知・発達心理学、福祉、法	法、福祉、心理学
関係性	暖かいが、中立、たんとんと	暖かく、両親や子どもに対して中立の立場
面接の方法	手続きが決まっている	自由度が高い
質問や言葉かけ	情報提供や誘導をしない、オープン質問を中心にプロトコルで決められた質問をする	誘導せず、子ども自身の意向を引き出すよう質問をする
扱う情報	事実（特にエピソードについて）	意向（心情）と事実（ルーチンでもOKな場合も）
ファンタジー	扱わない	扱うときもある
道具	使用しない	使用することもある
イメージ	事実が重要	イメージも重視される
面接回数	原則として1回	1～2回
記録方法	面接をすべて録画・録音	報告書の作成

（仲（2010b）北大司法面接ガイドライン内の表1 司法面接とカウンセリングの違いを参考に作成）

2-1 子どもの意向調査と司法面接の共通点

子どもの意向調査と司法面接の共通点として、第一に出来る限り誘導を避けて子どもから聴取をするという点が挙げられる。司法面接では、誘導によって得られた子どもの証言は司法的な場面での証拠価値を損なってしまうため、誘導を排除することが大変重要視される。子どもの意向調査においても、調査官の誘導がないよう注意を払って面接が実施される。例えば、親権問題等の判断が求められる場合には、親権を主張する保護者から調査官の面接の誘導性（意向確認の適切性）が問題にされる可能性もあるだろう。そのような場合、誘導を排除した面接の実施は司法面接同様重要であると思われる。このような誘導の排除とも関連するが、子どもの意向調査においても司法面接においても、面接者は子どもに対して暖かい印象となるよう心がけるが、基本的には中立的な立場に立って面接を実施する点も共通であろう。

第二に、子どもの意向調査と司法面接は、ともに少ない面接回数（1回、あるいは2回）において子どもから有益な情報を得なければならないという点が挙げられる。子どもの意向調査も司法面接も長期的で継続的な面接を想定しておらず、ほぼ初対面に近い子どもに対し、限られた回数の限られた時間内で子どもから話を聴くことが求められる。

第三に、子どもの意向調査と司法面接は、子どもにとって日頃ほとんど親しみのない司法手続き（法的プロセス）の中で面接が実施されるという点が挙げられる。例えば、裁判などの法律専門用語の持つ意味について正しく理解していない子どもも多い（Aldridge, Timmins & Wood, 1997; Flin, Stephenson & Davies, 1989等）。司法手続きの基本的な知識や面接の目的について子どもに対してわかりやすく説明をする必要性があることも共通点であると思われる。

2-2 子どもの意向調査と司法面接の相違点

一方、子どもの意向調査と司法面接における最も大きな違いとして、第一に面接内で扱われる情報の違いが挙げられる。司法面接は子ども自身の体験した事実のみを扱い、基本的に心情や意向の聴取は行わない。特に、後の法的手続きの際に必要な情報とされる日時や場所の特定を伴う体験の記憶（エピソード記憶）を確認することが重要視される。反対に、子どもへの意向調査では、子どもの心情や意向を聴取することが主目的となり、子どもが体験した事実の確認も重要ではあるが主目的とはなっていない。また、体験した事実の確認が必要な場合であっても、エピソード記憶は必ずしも求められず、「いつもどんな風に過ごしているか」といった日常生活の知識の記憶（ルーチンの記憶）を聴き取ることで十分な場合も多い。このように2つの面接は取り扱う（重要視される）情報が異なっている。

第二に、司法面接では面接のプロトコルが定められており、一定の進め方で面接が実施されるが、子どもの意向調査では比較的面接の進め方の自由度が高く、扱うケースや担当する調査官によって面接の実施法が異なるようである。例えば、人形等の道具の使用やファンタジー・イメージの使用頻度や使用方法についても各ケースや担当者によって異なる。このような点も子どもの意向調査と司法面接との違いと言えるだろう。

第三に、記録方法の違いが挙げられる。司法面接は原則として面接の録音録画がなされる。保存される記録は機関によって異なるが、基本的には、DVD等の録画データ（ワーキング用

と保存用の2枚)、会話を逐語におこした逐語録、概要をまとめた要旨をセットにして保管される。一方、子どもの意向調査については必ずしも面接を録音録画するということはない。子どもから得られた情報は、家庭裁判所調査官がまとめ、報告書として裁判所に提出がなされる。

以上のように子どもの意向調査と司法面接には共通点と相違点がある。両者の特徴をふまえ、子どもの意向調査への司法面接の活用について、先述した司法面接の手続きに沿って考察する。

3 子どもの意向調査における司法面接の活用

3-1 面接前の準備（事前説明について）

子どもの意向調査では、スケジュール調整が必要なこともあり、事前に子どもに面接の実施を予告することが多い。事前に伝えておくことで、子どもが安心して面接に臨めるという利点があるだろう。

しかし、早くから面接を予告するデメリットもある。例えば、あまりに早く予告すると子どもが緊張したり、面接が気になり心身の調子を崩す可能性もある。また、面接までの期間に思い返すことを繰り返すことにより記憶の精度が下がるおそれもある。さらに、面接までの期間が長ければ長いほど、周囲の大人からの働きかけを受ける可能性が高まり、それによって記憶の精度が下がることもあるだろう。司法面接では、そのような事態を避けるため面接の当日（あるいは前日）に子どもに面接の実施を伝える。

子どもの意向調査では、上記のようなデメリットを避けるため、子どもに対して十分な説明を行うことが重要であろう。子どもへの説明は、面接の目的をわかりやすく伝えると同時に不安や緊張を和らげる働きかけが必要である。また、不安になった時や質問しなくなった時にどのようにすれば良いか等の対処法も知らせておくが良いだろう。

子どもへの説明と同様に、保護者に対しても十分な事前説明がなされるとさらに良い。説明事項としては、子どもの語りの特徴や、大人からの良い働きかけ（面接への動機づけを高める関わり方等）と避けるべき働きかけ（子どもへの圧力となったり、誘導になり得る関わり方等）をわかりやすく示しておくことが有効であろう。

3-2 グラウンドルールの説明

先述のように、子どもの意向調査と司法面接はともに、子どもにとって日頃親しみのない法的プロセスの中で面接が実施される。そのため、面接の初期段階において面接の目的や意味について子どもにわかりやすく説明する必要があるだろう。この点において、子どもの意向調査に司法面接のグラウンドルールの説明を援用することが出来る。

司法面接の5つのグラウンドルールは、子どもの意向調査においても重要な意味を持つ約束ごとであると思われる。幼少の子どもについては、年齢にあったわかりやすい表現で説明することが重要である。司法面接では幼少の子どもには、本当のことがわかっているかどうか等についてクイズを出して確認するが、そのような方法は子どもの意向調査においても利用が可能であろう。

さらに、子どもの意向調査では心情や意向を聴き取ることが重要であるため、司法面接とは

異なる新たなグラウンドルールを示すことも出来るだろう。「お父さんでもなく、お母さんでもなく、あなたの気持ちを話してください」等、調査官が「子ども自身の心情や意向を確認したい」というメッセージを最初に明確に示しておくことは有効であると思われる。

これらの説明はイラスト等を用いて示す方法もあるが、具体的なイラストはわかりやすく親しみやすい反面、何等かの価値づけを含んだり、子どもの持つ自分自身や家族のイメージと合致しない場合もある。そのような事態を避けるため、司法面接の知見からは出来るだけニュートラルなもの（円などの図形等）が推奨される。

3-3 ラポールの形成

子どもの意向調査においても、司法面接と同様に面接者と子どもが話をしやすい関係性を築く必要がある。ただ、カウンセリング等で想定される暖かく受容的な関係性は、迎合性を高めるおそれがあるため、事実確認を行う場ではかえって望ましくないとされている。そのため、司法面接では暖かくも中立的で淡々とした態度で面接するのが良いとされる。

子どもの意向調査は、司法面接と比べると、やや受容的・共感的な態度を取りうる面接の場であるようにも思われる。しかし、中立（特に当事者間に対して）の立場を重要視するため、客観的な立場から面接に臨む必要性も高いだろう。そのため、過度に受容的・共感的な態度は控えたほうが良いだろう。

また、子ども自身からたくさん話を聞きたいという目的も司法面接と共通のものである。そこで、子どもの意向調査においても、ラポールを形成しながら「子ども＝話す人、大人＝聴く人」というコミュニケーションパターンを子どもに理解してもらうという目的を持って子どもに働きかけることが出来るだろう。子どもの好きな事について話してもらう等のアプローチを利用して、本題に入る前に、子ども自身の主体的で自由な語りを促し、その後の本題での子ども自身による豊かな語りにつなげることが出来る可能性がある。

3-4 エピソード記憶の練習

司法面接でのエピソード記憶の練習は、「いつ」という時間情報と「どこ」という場所情報が明確な特定のエピソードを語る練習をすることが目的である。これは、先述のように、刑事訴追等を目的とする場合には日時や場所の特定が重要視されるからである。

しかし、子どもの意向調査では、特定のエピソードを語ることが必ずしも重要視されないため、日々の生活の知識（ルーチンの記憶）を語る練習をするのも一案であると思われる。例えば、「朝ご飯はいつもどんなものを食べているのか」や「学校から帰ってからいつも何をするのか」等、子どもが話しやすいテーマを設定し、主体的に話をする動機づけを高めていくことが出来るだろう。また、その際に子どもの報告する力を査定し、WH質問に適切に答えられるかやどのような促しが効果的か等、子どもの語る力についての情報を得ることも出来ると思われる。

3-5 本題への移行（自由報告）

本題への移行は、司法面接では焦点となる事柄（主に被害体験）に出来るだけ触れないような働きかけが用いられる。これは、焦点となる事柄にかかわる情報について少しでも多く子ども自身の言葉で語ってもらうためである。一方、子どもの意向調査は、子どもからどのような事柄を聴き取りたいのか、あらかじめ想定してそれらの項目について順番に問うていくことができるだろう。

具体的な聴き取り方法としては、子どもの意向調査においても司法面接同様オープン質問を使うことが推奨される。オープン質問は誘導性が低く、子どもが自由に語るができるため、多くの情報を得ることができる働きかけである。子どもの意向調査においてもオープン質問を中心に、子どもにたくさん語ってもらう機会を十分保証することが重要である。

また、子どもの意向調査では、心情調査が重要な目的の1つとなる。事実確認と合わせて心情を聴き取りたい場合には、事実確認と心情調査を分けて順番に話を聞いていく必要があるだろう。具体的には、事実確認を面接の前半に実施し、心情調査は後半に実施するのが適切であると思われる。これは、子どもは心情（気持ち）を語る表現に乏しく、心情を語ることは比較的難しいため（仲, 2010a）、最初に心情調査をすると、子どもにとっては難しい課題にまず出会うことになり、話すことへの動機づけを低下させる可能性があるからである。

また、人形等の道具やイメージ、ファンタジーの使用も子どもの意向調査では用いられることがある。ただしその場合も、道具の使用やイメージを問うような働きかけは子どもへの誘導性を高める可能性が指摘されているため（レビューとして、Lamb, et al. 2008）、使用の必要性を吟味した上で面接の後半に使用する方が良いだろう。

3-6 ブレイク（バックスタッフとの相談）

司法面接では、本題への移行でのオープン質問の段階が終わると、ブレイク（休憩）を取り、バックスタッフとの協議を行う。これは、聞き逃した事項がないかどうか、面接後半にクローズド質問や誘導となる質問を使用する必要があるかどうかについて協議を行い、その後の面接の方向性を決めるためである。

子どもの意向調査では、調査官が1人、あるいは2人で面接を行うことが多い。2人で面接を行っている場合には、面接の中で、調査官同士が相談をすることが出来るだろう。1人で面接を行っている場合であっても、面接を締めくくる前に、聞き逃した事項がないかどうか、何が明らかになり、何が明らかではないかといったことを自己チェックするようなタイミングを持つことが有益だろう。

3-7 クローズド質問、誘導質問等の使用

司法面接では、必要に応じて面接の後半にクローズド質問や誘導となる質問を使用する場合もある。子どもの意向調査においてもこのような質問が使用されることがあるだろう。司法面接では、オープン質問とクローズド質問について段階を踏んで面接を実施するが、子どもの意向調査においても、十分なオープン質問を行ってから、クローズド質問等を利用するといった

段階をふむと良い。クローズド質問等で、子どもが語った事柄については、再度オープン質問を使って詳細を語ってもらうことも重要である。

クローズド質問や誘導質問の使用がどの程度許容されるかについては、個々の事例によるところが大きい。司法面接では、被害にあった可能性が高い場合、子どもの安全確認が出来ない場合等の緊急性が高い場合には、面接の最後に誘導質問が使用される。子どもの意向調査においても個々の事例に応じて、クローズド質問や誘導質問の使用について判断をする必要があると思われる。

3-8 クロージング

司法面接では、面接を終えるにあたり、話してくれたことに対して子どもへの感謝を伝える。また、他に話しておきたい事がないかどうか確認する。これらの手続きは子どもの意向調査の手続きにおいても取り入れることができるであろう。さらに、司法面接では、後で不安になったり困ったりした時の連絡先として、関連機関の連絡先が子どもに示されることが多い。子どもの意向調査では同様の手続きを取るのには難しいかもしれないが、もし面接の後に、子ども自身が何か話したくなった時や困った時にどのようにすれば良いかについて子どもに示すことはできるのではないだろうか。例えば、「後で何か話したくなったら、〇〇（例えば、同居する保護者等）に知らせてね」等、面接後について子どもに説明が出来ると良いだろう。

3-9 面接後の対応（記録方法と振り返りについて）

司法面接では、原則として面接は録音録画される。面接を録音することにより、面接者の発話と子どもの発話をすべてありのまま記録として残すことが出来る。また、録画は、子どもがどのような状況で面接を受けたのかを映像としてそのまま記録することができる。この、録音録画された記録は逐語録にし、概要についてまとめた報告書とともに記録が保存されることが多く、海外では、裁判における子どもへの主尋問の代わりとして録画データが用いられる国もある。

また司法面接では、子どもの話を分析する際には逐語録を分析することが多く、「子どもがどう話したのか」だけでなく、「面接者がどのように聴いたのか」ということも合わせて重要視される。例えば、面接者の質問と子どもの発話をそれぞれカテゴリーに分けて、どのような発話が多いか（オープン質問とクローズド質問の数量的比較等）といった分析を行う。このように事後的に面接を振り返ることによって、面接者自身が面接を客観的に振り返ることが出来、自身の発問の癖などに気付くことができる。

また、逐語録によってオープン質問から得られた情報とクローズド質問から得られた情報とを区別することが出来るため、その後の子どもの語りの評価（オープン質問によって得られた情報は、クローズド質問によって得られた情報よりも正確性が高いことが示されている）の参考となる知見を得られる可能性もある。

さらに、録画を見直すことにより、面接者の非言語的コミュニケーションの側面についても振り返ることができる。例えば、面接者がどのような表情で聴いているのか、姿勢やうなずき

の方法など、子どもに対して面接者がどのように映っているのかを客観的に確認することが可能になる。虐待を受けた子どもは、他者の表情認知の際ポジティブな感情の読み取りが苦手であること（小泉，2014）が示されており、面接者の非言語的コミュニケーションの在り様が子どもの語りに影響を及ぼす可能性もある。これらを事後的にはあるが、確認できることも面接録画のメリットである。

一方、子どもの意向調査では、録音録画がなされることは少なく、面接中に調査官がメモを取り面接の内容を記録に残すことが多いようである。また、複数の調査官で面接を実施する場合には、1人が主に子どもと話し、もう1人がメモを取るなどの役割分担がなされることもある。メモを取る際には、子どもの発話だけでなく、面接者の発話についても記録に残すことが望ましい。ただ、面接中の会話のすべてをメモに残すのは不可能であり、特にオープン質問に沿って、子どもが主体的に自由報告をすることで子どもの発話量が増えた場合、メモを取ることは困難であろう。このように、面接内で得られた情報をそのまま確実に記録するには、録音録画が有効であり、子どもの意向調査においても一定の効果があると予想される。しかし、面接録画については、設備や機材等の問題があり、実施は容易ではないかもしれない。そのような場合、逐語録作成における面接の振り返りは録音データのみでも可能であるため、録画が難しい状況であっても面接の録音は実施されると良いだろう。

4 おわりに

本稿では家庭裁判所での子どもの意向調査における司法面接活用の可能性について検討を試みた。子どもの意向調査と司法面接には共通する部分も多く、司法面接の知見は子どもの意向調査に充分援用可能であると思われる。すべてを取り入れる必要はないが、今後も両者の特徴をふまえながら、効果的な利用法を探る試みの継続が期待される。例えば、先述のハーグ条約に関わる子どもの意向調査の場合には、通訳を介した面接が想定される。通訳を介した面接の進め方は司法面接においても重要な検討課題であり、今後司法面接における通訳に関する研究知見を子どもの意向調査においても援用できる可能性は高いと思われる。

しかし、司法面接において子どもに求められるのは、体験した出来事の記憶を正確に語る能力であるが、子どもの意向調査では、推論や意思決定といった別の認知的側面も重要な役割を果たしていると思われる。例えば、離婚後にどちらの親と同居すべきか、面会交流の頻度はどの程度が望ましいか等の判断は、子どもの経験や論理的思考をふまえた意思決定的な側面が大きい。したがって、意向調査において、子どもはより高度な認知能力が求められる可能性もある。

さらに、子どもの意向調査では、子どもが誤った知識やステレオタイプに基づき意思決定を行っている場合に、面接者がどのように関与すべきかについても重要な検討課題となるだろう。例えば、近年離婚にかかる子どもの処遇の問題として片親疎外症候群（parental alienation syndrome: PAS）が注目されている。これは、子どもが片方の親（主に同居親）と強固に同盟を組み、正当な理由なくもう片方の親（主に別居親）との交流を拒絶する事態（ウォーシャック，2012）と定義されるものである。このような状態におかれた子どもは、片方の親からの影響を

強く受け、偏った（あるいは誤った）知識やステレオタイプに基づいた意思決定をする可能性がある。そのような場合、子ども自身の意向をどのように捉えるかは大変難しい判断となるだろう。このような事案に対して司法面接の知見がどのように貢献できるか、現時点では不明確である。今後、様々な状況におかれた子どもからの聴き取りについて幅広く検討する必要があるだろう。

司法面接は、当初子どもから性的虐待被害を聴き取る手法として開発されたが、その後虐待全般の被害状況の聴き取りや事件・事故の被害者や目撃者となった場合の聴き取りへと拡張され、現在では被害を受けた子どもだけでなく、加害少年（主に、性犯罪の加害）からの聴き取りにも用いられている（Hershkowitz, et al. 2004）。司法面接における知見が、家庭裁判所での子どもの意向調査を含む、「大人が子どもから話を聴く」多くの場面で利用され、大人と子どものより良いコミュニケーションに貢献できるよう、今後の研究知見の集積が期待される。

謝辞

本稿執筆において、匿名の査読者より子どもの意向調査に関わる子どもの能力について有益なご指摘をいただきました。ご指摘いただいた点は、考察部分に反映させていただきます。記して感謝申し上げます。

引用文献

- Aldridge, M. Timmins, K. & Wood, J. 1997 Children's understanding of legal terminology: Judges get money at the pet shows, don't they? *Child Abuse Review*, 6, 141-146.
- Ceci, S. J., & Bruck, M. 1993 Suggestibility of the child witness: A historical review and synthesis. *Psychological Bulletin*, 113, 403-439.
- Ceci, S. J., Ross, D. F., & Toglia, M. P. 1987 Age differences in suggestibility; Narrowing the uncertainties. In S.J. Ceci, D. F. Ross, & M. P. Toglia, (Eds) *Children's Eyewitness Memory*. New York; Springer Verlag.
- Fivush, R., & Fromhoff, F.A. 1988 Style and structure in mother-child conversations about the past. *Discourse processes*, 11, 337-355.
- Flin, R. H., Stephenson, Y. & Davies, G. 1989 Children's knowledge of court proceedings. *British Journal of Psychology*, 80, 285-297.
- Hershkowitz, I., Horowitz, D., Lamb, M. E., Orbach, Y., & Sternberg, K. J. 2004 Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: A descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.
- 石垣智子 2014 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の概要 ケース研究 317, 3-49.
- 警察庁 2015 「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日)
- 小泉径子 2014 子どもの虐待と認知に関する研究：発達障害的な特徴に着目して 北海道大学大学院教育学院 平成26年度博士学位請求論文
- 厚生労働省 2014 「児童虐待への対応における検察との連携の推進について」(平成26年6月26日)
- 厚生労働省 2015 「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成27年10月28日)
- Lamb, M.E., Hershkowitz, I., Orbach, Y., & Esplin, P. W. 2008 *Tell Me What Happened structured investigative*

interviews of child victims and witnesses. Wiley blackwell

- 宮寄浩幸・横島健一郎・西田秀輝・志賀裕子・近堂香奈・佐藤和幸・越後範子 2013 子どもと向き合うー父母の紛争の家中にある子どもの心情把握についてー 家裁調査官研究展望40, 58-74.
- 仲真紀子 2005 子どもの目撃供述とその面接法 法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会(編) 目撃供述・識別手続きに関するガイドライン. 現代人文社
- 仲真紀子2010a 子どもによるポジティブ・ネガティブな気持ちの表現:安全、非安全な状況にかかわる感情語の使用 発達心理学研究, 21(4), 365-374.
- 仲真紀子2010b 北大司法面接ガイドライン(2010年10月バージョン) <http://nichdprotocol.com/guidelinesjapanese.pdf>
- 仲真紀子・杉浦ひとみ・廣井亮一・白取裕司・西田美樹・西尾洋介2008 少年事件における少年へのインタビュー. 法と心理, 7, 70-72.
- 最高検察庁2015「警察および児童相談所とのさらなる連携強化について(通知)」(平成27年10月28日)
- 産経ニュース 離婚後の父「子供に会いたい」「面会」申し立て、10年で2.5倍(2015年6月11日付)
<http://www.iza.ne.jp/kiji/life/news/150611/lif15061110000001-n1.html>
- 産経ニュース 親権争い、子供の引き渡しの審判、調停長期化傾向 最高裁の検証で浮き彫りに(2015年7月10日付)
<http://www.sankei.com/affairs/news/150710/afr1507100044-n1.html>
- 田中晶子2008子どもへの事実確認面接ー司法面接を使った3歳児への面接事例より:量的分析の報告ー四天王寺大学紀要 第47号 63-74.
- ウォーシャック, R.A. 2012 青木聡訳 離婚毒ー片親疎外という児童虐待 誠信書房
- 山本恒雄 2012 家庭内性暴力被害児(児童虐待, 児童ポルノ等)の発見・支援における各関係機関の対応と連携に関する調査研究 こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業報告書
- 山本恒雄 2013 児童相談所における司法面接(法的被害事実確認面接)の現状と課題シンポジウム「子どもからの被害の訴えを聴く 制度としての司法面接を実現するために」日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN)第19回学術集信州大会 分科会抄録